

入札説明書

1 発注業務の概要

業務名	平成24年度沿道森林景観対策事業
業務場所	米子市淀江町ほか
業務内容	道路沿い等に放置されている松くい虫被害木等を伐採処理することにより、景観の向上と通行者の安全確保を図る。 対象事業量 434立方メートル ※詳細については、別紙仕様書のとおり
委託期間	契約日から平成25年3月29日まで

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、次の表の左欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす法人とする。

配置技術者	<p>次の各号のいずれかに該当する者であって、入札者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にあるもの（その役員を含む。）を、本件業務の現場代理人又は専門技術者として、その履行期間中配置することができること。</p> <p>（1）技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）</p> <p>（2）林業普及指導員（森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する林業普及指導員をいう。）</p> <p>（3）林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）</p> <p>（4）基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士として、林業労働力確保支援センター（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の林業労働力確保支援センターをいう。）又は鳥取県の認定を受けた者</p> <p>（5）前各号に掲げる者のほか、専門的な指導監督を含む森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上</p>
-------	--

	に達する者
住所要件	平成24年12月1日現在で、鳥取県内に、本店、支店、営業所又は事業所があること。
指名停止	米子市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
経営状況	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
他の入札者との関係	<p>他の入札者と次の各号のいずれかの関係にある者でないこと。</p> <p>(1) いずれかの入札者又はその代表取締役若しくは代表理事が他の入札者の議決権保有者（その入札者の総株主、総社員又は組合員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係</p> <p>(2) いずれかの入札者（その代表取締役又は代表理事を含む。以下この号において同じ。）と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係</p> <p>(3) いずれかの入札者の代表取締役又は代表理事（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役又は代表理事を兼ねている関係</p> <p>(4) 前3号に掲げる関係に準ずる関係</p>
その他	<p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させてないこと。</p>

3 本件入札に対する質問及び回答

質問先	米子市総務部入札契約課 ファクシミリ 0859-23-5368
-----	------------------------------------

	※ 質問事項を記載した書面(別記様式4号)をファクシミリで送付のこと。
受付期間	平成24年12月3日(月)から同年12月20日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
回答方法	米子市ホームページに順次掲載。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。

4 入札参加申込の期限等

申込期限	平成24年12月20日(木)午後5時
申込場所	〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課 電話 0859-23-5365
提出書類	次の書類を、記載要領に基づき各1部を提出のこと。 (1) 入札参加申込書(様式第1号) (2) 配置技術者調書(様式第2号) (3) 役員等調書兼照会承諾書(様式第3号) ※ (3)については、平成24年度に既に米子市に提出している者は、重ねて提出することを要しない。 ※ 提出書類様式電子データ(ワード形式)の希望者は、総務部入札契約課(keiyaku@city.yonago.lg.jp)まで、電子メールにて、業務名を明記の上、「提出書類様式希望」と送信のこと。

5 入札日等

入札日	平成24年12月27日(木)午後1時30分
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎第202会議室
入札保証金	免除
入札書等の書式	入札書、委任状及び辞退届の書式は、米子市ホームページ掲載の「委託」分を使用のこと。 ※ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受任者の意思が明確であるものに限る。)を提出のこと。
その他	(1) 入札は、落札者が決定されるまで最高3回まで行う。 (2) 入札者が1人であっても、入札を執行するものとする。 (3) 郵送又は電送による入札は、認めない。

	<p>(4) 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじによって落札者を決定する。この場合において、くじを辞退することはできない。</p> <p>(5) 入札に参加する資格のない者の入札及び他の入札者の代理を兼ねた者の入札は、無効とする。</p>
--	---

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368）とする。
- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (3) 入札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。
- (4) 本入札説明書に記載のない手続については、地方自治法施行令、米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）及び米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）に定める規定に基づき執行する。

沿道森林景観対策事業仕様書

第1 共通

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、沿道森林景観対策事業実施要領（平成 24 年 3 月 28 日付第 201100198440 号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて米子市が実施する沿道森林景観対策事業（以下「事業」という。）の委託に適用する。
- (2) 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
- (3) この仕様書は、事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の業務に対し特別な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (4) 特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の中に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- (5) 受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

2 施工従事者

- (1) 事業に従事する者は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。
- (2) 受託者は、施工前に作業従事者に対し、松くい虫駆除処理に必要な知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

3 事業現場管理

- (1) 受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受託者は、事業の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- (3) 受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、日ごろ気象情報等について十分注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなければならない。
- (5) 受託者は、油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。

- (6) 受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- (7) 受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- (8) 受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- (9) 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

4 施工計画書

- (1) 受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。
 - ア 現場組織表
 - イ 施工方法
 - ウ 計画工程表
 - エ 施工管理計画
 - オ 緊急時の体制
 - カ 安全管理
 - キ 環境対策
 - ク その他
- (2) 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5 事業の着手

受託者は、設計図書に定めのある場合のほか、特別の事情がない限り事業契約後30日以内に着手しなければならない。

6 事業測量

- (1) 受託者は、原則として事業の着手前に監督員と協議の上、あらかじめ必要な測量を実施しなければならない。ただし、事業現場の用地境界杭が既に明らかで、かつ設計図に示された施工区域線と相違ないと認められる場合で、監督員の承認を受けたときは省略することができる。

- (2) 受託者は、測量標、用地境界杭等は、位置及び高さの変動しないよう適切に保存するものとし、原則として移設してはならない。ただし、やむを得ない事情によりこれを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。
- (3) 受託者は、事業に必要な丁張、その他事業の施工の基準となる仮設標識は、設置後、監督員が指示したものについては、確認を受けなければならない。

7 施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

8 官公庁への手続

- (1) 受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

9 諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

10 安全管理

- (1) 受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受託者は、施工期間における災害を防止するため、事業箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、事業関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- (3) 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- (4) 受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

11 交通安全管理

受託者は、事業用運搬路として道路を使用するときは、違法運行防止、積載物の落下等による路面の損傷及び路面汚損の防止に努めるとともに、第三者に損害を与えないよ

う十分に注意しなければならない。

1.2 事業中の検査又は確認

- (1) 受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を進めてはならない。
- (2) 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。

1.3 事業検査

- (1) 検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

1.4 後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第2 伐倒処理

1 伐倒措置

- (1) 松くい虫被害木（当年度及び年数を経過したもの。）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際から概ね10センチメートル（以下「cm」という。）の高さで行う。
- (2) 葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化の見られるマツにあっては、必ず樹皮を剥皮して、ヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを判断し、伐倒措置を行うこと。
- (3) 被害木は景観及び安全上、急を有するものから速やかに伐倒措置し、その他監督員の指示に従って計画的に措置するものとする。
- (4) 伐倒した被害木（以下「伐採木」という。）は、玉切り、枝払いを行うこととし、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落とした後、次のとおり適切に処理しなければならない。

ア 枝払いは、樹幹が地面に付く程度まで枝条を切り払うこと。ただし、地面に接しない部分については、玉切・片付等後続作業の支障とならない程度に作業するものとする。

イ 伐採木の溪床部への落とし込み・堆積を禁止するとともに、玉切に当たっては地

形等を勘案の上、溪床から斜距離でおおむね10m以上離し、転落又は流出しないよう、根株等の利用により等高線状に固定すること。また、溪床から斜距離でおおむね10mの範囲内を除いては、後続作業及び林内歩行の支障とならない箇所に、樹幹が地面に付き容易に転落・移動しないよう、必要に応じて玉切・固定を行うこと。

2 伐倒措置（被害木の破砕措置及び搬出を行う場合）

1（1）から（3）に記載のとおり実施し、伐倒した伐採木は、移動式チップパーで完全に破砕が行える程度の長さに玉切り、枝払いを行うこと。

なお、利用促進としてチップ工場へ搬出するものは、末口6cm以上、長さ2メートル（m）程度（上下限2割）に採材すること。

3 破砕措置

全木破砕においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条破砕においては搬出されない末木枝条について、周辺環境に配慮しつつ、移動式チップパーにより破砕後の木片の厚さが15ミリメートル（以下「mm」という。）以下となるように破砕し、林内に10cm以下の厚さになるよう均一に散布すること。

なお、破砕漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

4 被害木の利用促進

（1）被害木をチップ工場等へ搬出する場合、原則として、県内のチップ工場等とし、破砕後の木片の厚さが6mm（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15mm。）以下となるように破砕することのできる工場等でなければならない。

なお、搬出の際は、事前に売買契約等を締結するものとする。

（2）チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう荷番号をスプレー等で明示すること。

（3）チップ工場等に伐採木を搬入した場合、チップ工場等が発行する搬入伝票に売買契約名及び搬入荷番号を明記し、その都度（搬入伝票毎）搬入先工場担当者の検印を受けて、管理資料として整理すること。

5 伐倒済みの証

受託者は、伐倒措置が終了した被害木の伐根に一連番号をナンバーテープ等を使用して明示すること。

6 伐採木野帳

（1）受託者は、前項で明示した番号順に所在地、根元直径、幹材積、全木材積等を別紙様式に記載し、提出すること。

(2) 幹材積については、伐採木の伐倒直前又は直後に根元直径を計測し、別紙「鳥取県マツ根株材積表」によるものとし、全木材積は、幹材積の1.2倍とする。

(3) 根元直径は、地際から10cmの高さの最小径を計測し、表皮を含むものとする。

7 写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

(1) 伐倒措置

ア 伐採木本数全体の5%以上を事業区域全体からまんべんなく抽出し、被害木番号が判別できる状態で根元直径、玉切り、枝払い状況が確認できるよう撮影すること。

イ 1の(2)の葉色の変化したマツを伐倒する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。

(2) 破砕措置

伐採木全体の5%以上について、破砕日時、被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに破砕状況を撮影し、管理資料を作成すること。

(3) チップ工場への搬入

搬入回数全体の5%以上を、次により写真を撮影し管理資料を作成すること。

ア 搬入伝票ごとに積込み完了及びチップ工場等へ搬入した状況。

イ 状況写真は、荷番号、荷材発生箇所、積込み年月日を記載した黒板とともに荷番号が確認できるものを撮影。

(4) その他

その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

8 その他

使用した移動式チップー等の使用状況が確認できる書類を取りまとめること。

第3 竹林伐採

1 伐倒措置

(1) 竹林の伐採は、周辺の健全木等に傷害を与えないように伐倒し、玉切り、枝払いを行うこととし、かかり木のまま放置することなく、地面に引き落とした後、次のとおり適切に処理しなければならない。

ア 枝払いは、玉切・片付等後続作業の支障とならない程度まで枝条を切り払うこと。

イ 伐採した竹の溪床部への落とし込み・堆積を禁止するとともに、玉切に当たっては地形等を勘案の上、溪床から斜距離でおおむね10m以上離し、転落又は流出しないよう、根株等の利用により等高線状に固定すること。また、溪床から斜距離で

おおむね10mの範囲内を除いては、後続作業及び林内歩行の支障とならない箇所に、幹が地面に付き容易に転落・移動しないよう、必要に応じて玉切・固定を行うこと。

2 写真記録

施工状況について、施工前、施工後における現地状況の近景写真を同アングルにより、1施工箇所につき3組以上撮影すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

第4 クズ処理

1 刈払措置

(1) 原則として、地際から15cm以下又は監督員の指示による高さに刈り払わなければならない。

(2) 前生樹等に巻き付いているものは根元から切断しなければならない。その際、前生樹等を損傷しないよう注意し、刈払い物は前生樹等を覆わないよう存置するものとする。

2 写真記録

第3の2に記載のとおりとする。

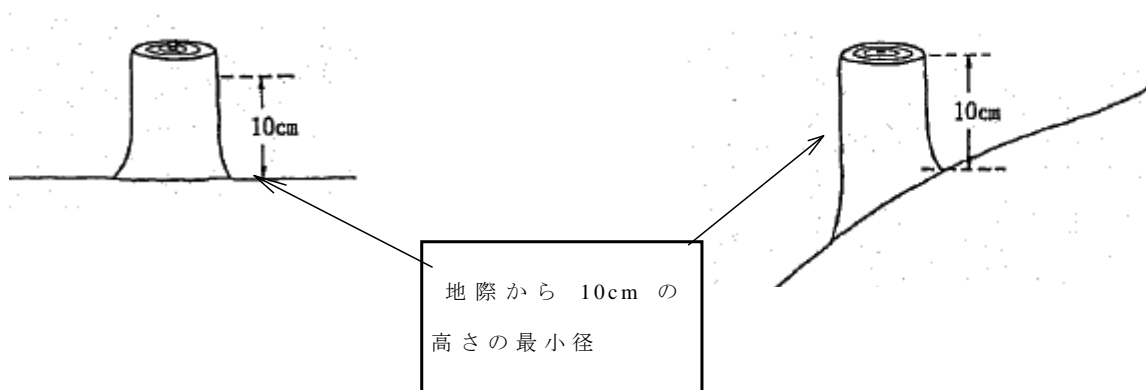
鳥取県マツ根株材積表

根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)		根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)
4	0.002		38	0.661
6	0.005		40	0.757
8	0.011		42	0.861
10	0.020		44	0.973
12	0.032		46	1.094
14	0.048		48	1.120
16	0.068		50	1.216
18	0.092		52	1.315
20	0.122		54	1.419
22	0.157		56	1.526
24	0.197		58	1.637
26	0.243		60	1.752
28	0.296		62	1.871
30	0.355		64	1.994
32	0.420		66	2.121
34	0.493		68	2.252
36	0.573			

※70cm 以上は、毎木材積調査を行う。

(根元直径の測定方法)

- 1 根元直径の計測は、2 cm 括約とする。
例) 20.0cm の場合、19.0cm 以上 21.0cm 未満の範囲。
- 2 根元直径は地際から 10 cm の高さの最小径 (表皮を含む) とする。



様式第1号

入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 野坂康夫 様

私は、平成24年12月27日に実施される平成24年度沿道森林景観対策事業に係る条件付一般競争入札への参加を申し込みます。

住 所

商号又は名称

代表者の職・氏名

⑩

担当者名・電話番号

配置技術者調書

入札参加申込者 _____

入札参加資格条件を満たす配置予定技術者は、次のとおりです。

区分	現場代理人・専門技術者 ※いずれかに○
氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
該当要件	※いずれかに○ <ul style="list-style-type: none">・技術士・林業普及指導員・林業技士・基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士・専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が年間150日以上かつ10年以上に達する者
要件確認資料	別添資格証等（写）のとおりに

役員等調書兼照会承諾書

平成 年 月 日

米子市長 野坂康夫様

所在地

商号又は名称

職・氏名

㊞

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあっては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第4号

質 問 書

平成24年 月 日

米子市長 野 坂 康 夫 様

住 所
商号及び名称
代表者職氏名 _____ 印

担 当 者 名 _____
電 話 番 号 _____
F A X 番 号 _____

このことについて、次のとおり質問します。

業務名 平成24年度沿道森林景観対策事業

番号	質問内容